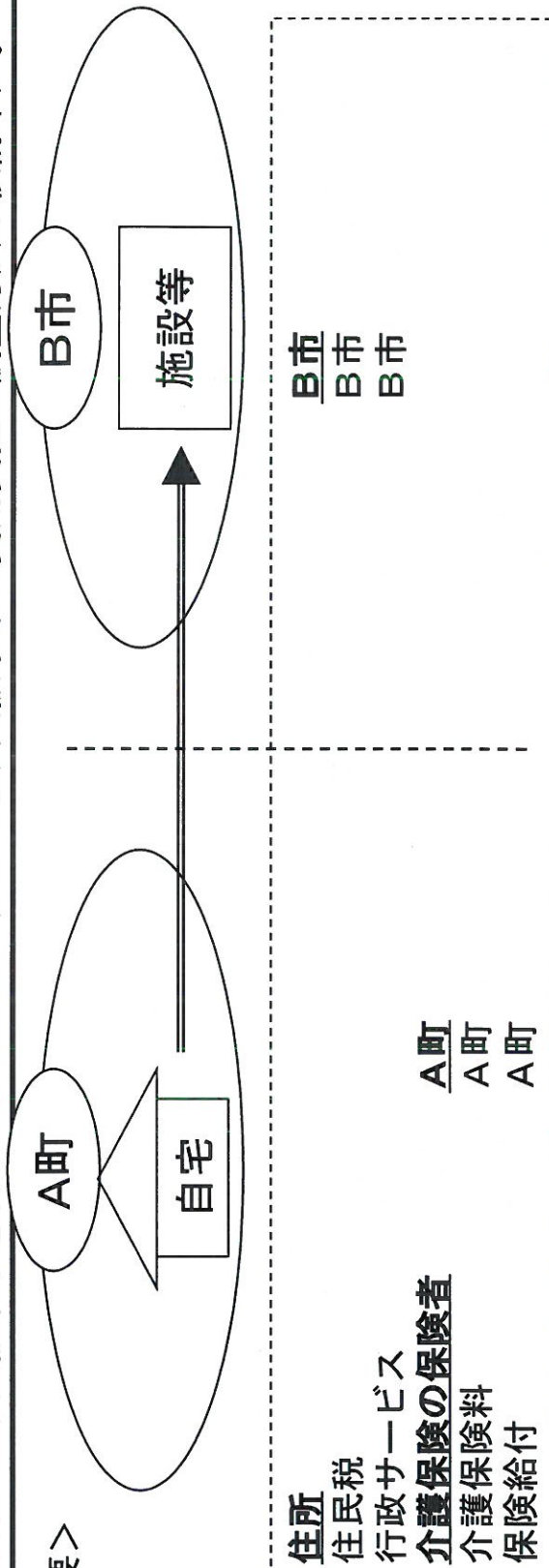


住所地特例

サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用

- 介護保険においては、住所地の市町村が保険者となるのが原則だが、介護保険施設等の所在する市町村の財政に配慮するため、特例として、入所者は入所前の市町村の被保険者となる仕組み（住所地特例）を設けている。
- 現在、サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当しても特例の対象外だが、所在市町村の負担を考慮し、その他の有料老人ホームとの均衡を踏まえ、**有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても、住所地特例の対象とする。**
- 従来の住所地特例では、対象者が住所地の市町村の指定した地域密着型サービス及び地域支援事業を使いにいくという課題があったが、住所地特例対象者に限り、住所地市町村の指定を受けた地域密着型サービスを使えるようにし、住所地市町村の地域支援事業を利用できることとする（地域支援事業の費用負担の調整方法は検討中）。

<制度概要>



<現在の対象施設等>

- (1) 介護保険3施設
 - (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）
- ・有料老人ホーム

※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅は対象外。

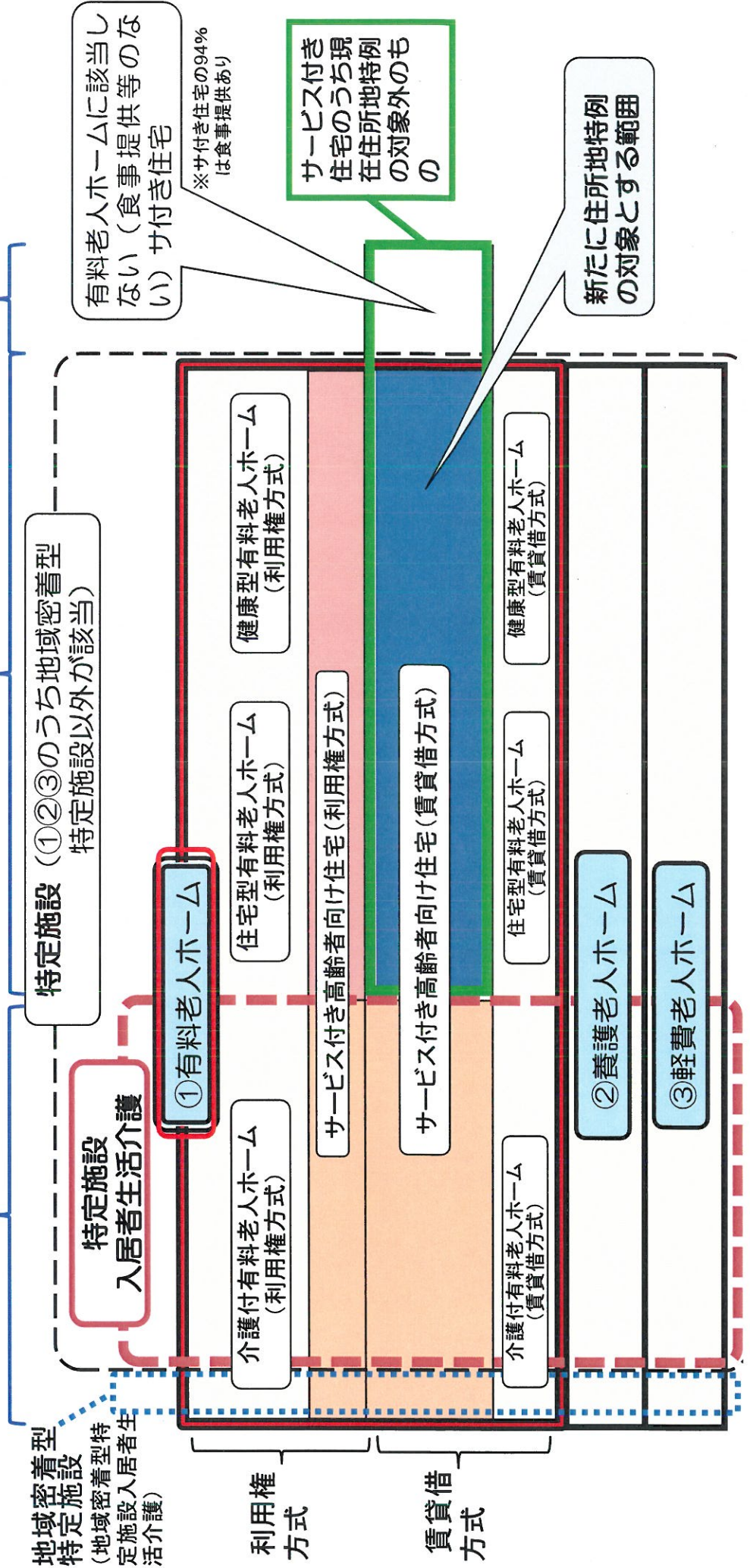
- ・軽費老人ホーム
- ・養護老人ホーム

この除外規定を見直し、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とする

○有料老人ホームなどの特定施設は、住所地利例の対象となるが、例外として、サービス付き高齢者向け住宅のうち「賃貸借方式のもの」でかつ「特定施設入居者生活介護を提供していないもの」は、特定施設に該当しても、住所地利例の対象外となつてゐる。（※サ付き住宅のうち特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は5%に留まっており、また、全体の88%は賃貸借契約のため、その太宗が住所地利例の対象外となっている。）

○その他の有料老人ホームとの均衡を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するものについては、住所地利例を適用することとする。

介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を提供
 介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理の少なくともいずれかを提供
 安否確認、生活相談サービスの提供



地域密着型
 特定施設
 (地域密着型特
 定施設入居者生
 活介護)

利用権
 方式

賃貸借
 方式

特定施設 (①②③のうち地域密着型
 特定施設以外が該当)

特定施設
 入居者生活介護

①有料老人ホーム

介護付有料老人ホーム
 (利用権方式)

住宅型有料老人ホーム
 (利用権方式)

健康型有料老人ホーム
 (利用権方式)

サービス付き高齢者向け住宅 (利用権方式)

サービス付き高齢者向け住宅 (賃貸借方式)

介護付有料老人ホーム
 (賃貸借方式)

住宅型有料老人ホーム
 (賃貸借方式)

健康型有料老人ホーム
 (賃貸借方式)

②養護老人ホーム

③軽費老人ホーム

有料老人ホームに該当しない(食事提供等のない) サ付き住宅

※サ付き住宅の94%は食事提供あり

サービス付き住宅のうち現在在住所地利例の対象外のもの

新たに住所地利例の対象とする範囲